

学校長 様

学校名 新発田竹俣特別支援学校

生徒氏名 中・高 年 組 氏名

## 新型コロナウイルス感染症 療養解除届（保護者記入）

上記の生徒は、新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので、本届を提出します。

【新型コロナウイルス感染症の出席停止期間】※発症日（検査日）を0日と数える

○発症した後5日を経過し、かつ症状がよくなった後1日を経過するまで

※「症状がよくなった」とは、解熱剤を飲まなくても熱がなく、咳やのど痛などの呼吸器症状が改善してきていることです。

○無症状の場合は、検査した日から5日を経過するまで

〈例〉 5/17から登校可能							5/19から登校可能								
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症							発症								
			0日目	1日目									0日目	1日目	
			症状軽快										症状軽快		

発症した日 (無症状の場合は検査した日)	令和 年 月 日
症状がよくなった日	令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

### 【保護者の方へ】

- ・新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させるおそれがあるため、登校することはできません。  
(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。